

## 政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和5年11月17日(金) 11:34~11:53

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

### 3 出席者

#### (1) 出席議員

座長 田中 徳一郎

委員 新堀 史明、田中 信次、永田 てるじ、栄居 学、てらさき 雄介(代理)、  
脇 礼子、柳瀬 吉助、藤井 深介、松川 正二郎

#### (2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明、  
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一、  
参事兼議事課長 井上 実、政策調査課長 林 弘幸

### 4 議題

政務活動費のあり方の検討について

### 5 会議記録

#### (田中(徳)座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり「政務活動費のあり方の検討について」であります。

はじめに「収支報告書並びに会計帳簿等の写し及び証拠書類等の写しの県議会ホームページ上での公開に向けた準備状況について」について、議会局から報告させます。

#### (経理課長)

それでは、ホームページ公開に向けた準備状況について、ご報告いたします。

資料1「ホームページ公開に向けた準備状況」をご覧ください。

「1 ホームページ公開の事務処理の取扱い」についてです。

「(1) 現状」につきましては、一つ目のポツ、ホームページには、会派及び議員別にまとめた収支状況一覧表を掲載しており、これは、平成27年3月に開催された団長会で決定しております。

二つ目のポツ、その掲載期間ですが、収支報告書の閲覧開始日から保存期間の末日まででございます。

そして「(2) 令和6年度(令和5年5月交付分)以降」については、一つ目のポツ、ホームページに掲載する対象は、収支状況一覧表に加え、収支報告書、会計帳簿の写し及び領収書その他の証拠書類の写しとなります。

また、二つ目のポツ、収支状況一覧表及び収支報告書の掲載期間は、収支報告書の閲覧開始日から保存期間の末日までとなり、三つ目のポツ、会計帳簿の写し及び領収書その他の証拠書類の写しについては、閲覧開始日の翌日から2月以内の日から保存期間の末日までとなります。

なお、令和6年度（令和5年度5月交付分）以降の取扱いについては、「政務活動費の指針」の次回改定時に記載いたします。

続いて「2 作業状況」です。

「（1）職員の配置」ですが、令和6年度のホームページ公開に向けて、本年度、会計年度任用職員、いわゆる非常勤職員ですが、1名が新たに配置され、新たに配置された会計年度任用職員は、主に証拠書類等のマスキングとホームページ公開を行うための証拠書類等のデータ化の作業を担当しております。

続いて「（2）作業手順」ですが、これについては、「ア 事前確認」「イ 収支報告の確認」「ウ マスキング作業」それぞれ資料に記載のとおりです。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

「（3）進捗状況」です。

令和6年度のホームページ公開の円滑な実施に向けて、現在、令和4年度交付分の議長提出書類を使用し、書類のデータ化などの手法について検証を行っているところです。

「3 ホームページ公開までのスケジュール」につきましては、資料記載のとおりです。

「4 マスキング項目」についてですが、「（1）支払いの相手方に関するもの」として、「ア 相手方が個人の場合」と「イ 相手方が法人等の場合」で対応は異なりますが、「ア 相手方が個人の場合」については、氏名、印影、住所、郵便番号、電話番号をマスキングしております。

「イ 相手方が法人等の場合」については、法人の担当者氏名や担当者印影等の個人に関する情報をマスキングしております。

また「（2）支払いを行った議員に関するもの」として、領収書、名刺等の添付書類に記載された住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス等、個人としての情報について、事務所台帳や議員HPで公開されている情報は公開としておりますが、それ以外はマスキングを行っております。

その他口座振込利用控え書・明細書や「クレジットカード利用明細書・請求書」、あるいは「通帳の写し」については、記載のとおりです。

私からの説明は、以上でございます。

**（田中（徳）座長）**

お聞きのとおりであります。

このことについて、質問等がある方はどうぞ。

（なし）

それでは、このことについては、ご承知おきください。

それでは、本日の協議に入ります。

まず、「令和5年度 政務活動費連絡会における検討事項」のうち「1 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化について」を協議いたします。

それでは、このことについて、改めて議会局から説明させます。

**（経理課長）**

それでは、ご説明いたします。

まず、資料2「政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化の検討」についてをご覧ください。

この資料につきましては、前々回、令和5年9月22日の政務活動費連絡会において、説明の中で「3 地方自治法改正による影響」について説明をしました。

その後、この解釈について、全国都道府県議会議長会を通じて総務省の見解が改めて

示されたことから、そのときにお配りした資料について、修正するものです。

修正内容としましては、下線の部分になりますが、概要としては、【修正前】は、地方自治法の改正により、電磁的記録による政務活動費の収支報告が可能となり、そのためには、条例改正等の対応が必要としておりましたが、総務省の見解によりますと、改正地方自治法において書面又は電磁的記録をもって議長に報告すると規定されたことから、現行の政務活動費条例を改正しなかった場合においても、当該条例が電磁的記録による報告を除外することにはならないとのことでした。

そして、その内容について【修正後】に反映させ、地方自治法の改正により、電磁的記録による収支報告が可能となるが、現在の政務活動費条例には、電磁的記録により収支報告をする場合の具体的な手続きが定められておらず、事務処理を円滑に行うためには、その場合の手続きを条例に定める必要があると修正しております。

資料の末尾に記載しておりますが、全国議長会から、条例の例が示されると聞いております。

なお、参考までに、9月22日の政務活動費連絡会にお配りした資料を添付しております。

次に、「資料3 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化の課題」についてです。

「1 オンライン化により想定されるメリット・デメリット」については、「会派及び議員」と「議会局」に分け、それぞれ表のとおり整理しております。

続いて「2 オンライン化による課題」についてですが、「(1) 提出方法」における課題としましては、政務活動費に係る手続きのオンライン化により、会派及び議員の事務の効率化が想定されるが、その一方で、個人情報などセキュリティ上のリスクが課題となる。

また、オンラインによる提出方法については、新たな政務活動費交付金に係る電子申請システムの導入が考えられるが、予算やシステム設計などの検証を行う必要があることから、改正地方自治法が施行される令和6年4月1日までに実施することは困難であるといったことが考えられます。

次に「(2) 作業」における課題としましては、電磁的記録による提出を可能とした場合、会派または議員によって、提出方法が電磁的記録による方法と紙による方法が併用で行われることが想定されるため、議会局の作業が煩雑になるおそれがあるといったことが考えられます。

最後に「(3) 閲覧者対応」における課題としましては、議長提出書類を電磁的記録により管理する場合、紙媒体による閲覧を希望する者に対して、紙媒体での閲覧も可能とするか検討が必要となる。

また、閲覧申請をオンラインでも行うのか検討する必要があるといったことが考えられます。

なお、このことにつきましては、現在、全国都道府県議会議長会において、議会に係る手続きのマイナポータルの活用について、総務省等と協議中であると聞いております。

私からの説明は、以上です。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

このことについて、質問等がある方はどうぞ。

(なし)

それでは、お手元の資料4をご覧ください。

表の右側の「方向性」の欄が空白になっておりますので、各検討事項の「1 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化について」に係る「方向性」について、各党派のお考えをご発言ください。

**(新堀委員)**

政務活動費の手続きをオンライン化することについては、利用する側の選択肢の幅が広がることは間違いのないと思います。

今回の地方自治法の改正によって、収支報告については、令和6年4月から電磁的記録で提出することが可能となるが、具体的な手続きにまでは踏み込んだものではありません。

そこで、具体的な手続きについては、今後示される全国議長会の条例の例などを踏まえて、適切に条例で定めていくことが望ましいと考えております。

また、オンライン化については、先ほどの議会局からの説明にもあったとおり、個人情報のセキュリティ上の課題であるとか新しくシステムを導入するかどうかといったような課題もありますので、時間をかけて検討する必要があると考えております。

当県議会では来年度からホームページ公開も始まりますので、個人情報のマスキング漏れなどの事故の無いように、まずはそちらを中心に注力すべきではないかと考えております。

以上のことを勘案すると、政務活動費に係る書類の提出については、本県議会では、党派申し合わせにより、当面、書面で議長に提出することとしたらどうかと思っております。

なお、閲覧者対応についてですが、県民等から議会への他の手続きも含めて、マイナポータルを活用するという話も説明にありましたので、それらの状況と歩調を合わせて考えたほうが良いのではないかと考えております。

**(栄居委員)**

オンライン化については、しっかり着実に進めていくべきだと思います。

そのような中で、議会局から課題の説明がありましたが、こういったことを一つひとつクリアしていかなければいけないと思います。

一方で、証拠書類等のホームページ公開が控えているので、まずはそちらを確実に進めていながら、時間をかけてオンライン化については取り組んでいくべきではないかと思っております。

**(脇委員)**

先行党派と同様にはなりますが、オンライン化については大変有効なことであり、進めていかなければいけないことであると思っております。

しかしながら、様々な課題があるという報告もあり、一つひとつ議論を重ねないと進められない状況にあると思っております。

そういったことから、当面はこの書面での提出を行っていくことと、今はホームページ公開に向けて、しっかりと漏れがないようミスがないように進めていくことが重要だと考えます。

**(柳瀬委員)**

先行党派の考え方で賛同していきたいと思っております。

オンライン化は、メリットはあるが、これを急にやるとなると課題が多く、難しいのではないかとということで、前を見ながら、引き続き、検討していくことで良いのではないかと考えております。

**(藤井委員)**

先行会派がおっしゃった内容と同じです。

オンライン化に関しては、人員の問題もありますし、今後も考えていかないといけない。ただ、できるだけ早めにといい思いはありますが、いろいろ課題はしっかりと検討しながらやっていくべきだと思います。

そんな中で、皆がおっしゃったように、当面は書面で行い、まずはホームページ公開をしっかりとやっていければと思います。

**(松川委員)**

先行会派の方向性に賛同していきたいと考えております。

オンライン化についても、先ほど説明にもありましたように、全国議長会から案が示されるということもあり、それを待ちながら、具体的にメリット又はデメリットもいろいろ考えながら進めていきたいと思っております。

また先行会派と同じように、まずホームページ公開が行われるわけでありますので、その辺について粛々と進めていきたいと思っております。

**(田中(徳)座長)**

お聞きのとおりであります。

それでは、この際、前回の連絡会でご協議いただいた、検討事項の「2 その他」の(1)から(4)も含めて、他にご発言のある方はどうぞ。

**(新堀委員)**

検討事項の2の(3)「事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすることについて」ですが、前回の連絡会の協議では、本件については時間をかけて検討すべきということで、考え方が一致していると認識しております。

そこで、様々な課題がある中で、他会派の意見も踏まえれば、我が会派としては、まずは、事務所台帳の記載事項の拡充について検討するというのが、現実的な進め方ではないかと考えております。

しかし、事務所台帳の記載事項の拡充についても、どういった項目を追加したほうが良いのか、これを検討するのにも、ある程度の時間をかける必要があると思っております。

そこで、我が会派としては、今年度は事務所台帳の拡充について、方向性だけは決定して、今後、内容については、来年度の政務活動費連絡会で検討していくのがよいのではないかと考えているところです。

**(田中(徳)座長)**

ただ今、自民党から、検討事項の「2 その他」の「(3)事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすることについて」について、ご発言がありましたが、このことについて、各会派のお考えはいかがでしょう。

**(栄居委員)**

自民党から説明がありましたが、私たちの会派としても賛同させていただきます。

**(脇委員)**

自民党の考え方で賛同させていただきます。

**(柳瀬委員)**

自民党の案に賛成します。

**(藤井委員)**

ご意見としてしっかりと検討していきたいと思っております。

(松川委員)

賛同させていただきます。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

他に、ご発言はございますでしょうか。

(なし)

他にないようでありますので、以上で本日の協議は終了といたします。

ただ今、各会派のお考えを伺ったところでありますが、各検討事項について、一定の方向性が得られたように考えます。

ついては、次回連絡会では、本日、各会派からいただいたご意見を踏まえ、検討事項について、当連絡会としての方向性の座長案をお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

この際、何かご発言はありますか。

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、次回の政務活動費連絡会は、11月24日金曜日、議案説明会終了後に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を閉会いたします。

ありがとうございました。